

しまね信用金庫雲南支店 地域交流スペース「えすここ」利用規約

(目的)

第1条 本規約は、しまね信用金庫（以下「当庫」という）が設置する雲南支店地域交流スペース「えすここ」（以下「本施設」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、利用条件および遵守事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規約において「利用スペース」とは、地域交流スペース「えすここ」および1階トイレならびに当該トイレに接続する廊下部分をいう。

(利用対象)

- 第3条** 本施設は、県内に在住または在学する個人または団体を利用対象とする。
2. 利用にあたっては、個人の場合は当該利用者本人、団体の場合はその代表者について、当庫が指定する方法により本人確認を行うものとする。
 3. 本人確認ができない場合、当庫は本施設の利用を承認しないことができる。
 4. 政治活動または宗教活動を目的とした利用は、原則として認めない。
 5. 反社会的勢力またはこれに準ずる者の利用は、一切認めない。

(利用目的)

- 第4条** 本施設は、地域活動、学習、会議、趣味活動、チャレンジショップ（試行的な商品展示・販売・事業検証等）、一般企業による地域向け催事（商品展示、説明会、体験会等）その他、地域活性化および公益性を有する目的に限り利用できるものとする。
2. 営利目的を含む利用であっても、地域貢献性、公共性および当庫店舗運営への支障がないと判断した場合には、利用を認めることができる。

(利用時間)

第5条 本施設の利用時間は、原則として平日、土日祝日とも9時から21時とする。

しまね信用金庫雲南支店 地域交流スペース「えすここ」利用規約

2. 前項の利用時間には、準備、後片付けおよび退出に要する時間を含むものとし、利用者は時間厳守とする。

3. 時間外の利用は、原則認められない。

(利用料金)

第6条 本施設の利用料金は、次のとおりとする。

(1) 半日利用 (9時～13時、13時～17時) 1,100円 (税込)

(2) 全日(日中)利用 (9時～17時) 2,200円 (税込)

(3) 夜間利用 (17時～21時) 1,100円 (税込)

2. 利用料金は利用開始前に雲南支店窓口にて支払うものとする。

3.次に掲げる場合は、利用料金を無料とする。

(1) 当庫が空き時間を学生の自習スペースとして開放する場合 (この場合、利用は「平日17:00まで」とする)

(2) 当庫が依頼した展示会、イベント等に利用する場合

(利用申込および承認)

第7条 本施設の利用を希望する者は、利用希望日の1週間前までに、所定の申込書を雲南支店窓口またはFAXにより提出し、当庫の承認を受けなければならない。但し、学生の自習利用の場合は学生証で本人確認を行うことで申込書の提出は不要とする。

2. 利用は、1団体につき原則月2回まで、且つ1回あたり1日以内とする。

3. 受付は先着順とし、申込が重複した場合は、当庫において調整を行う。

4. 利用内容が本規約に反する場合、または施設運営上支障があると当庫が判断した場合、当庫は利用を承認しないことができる。

5. 利用をキャンセルする場合は、利用日の前営業日までに雲南支店窓口へ直接または電話により連絡するものとする。この場合、支払済みの利用料金は当庫より返金される。

6.前項の期限までに連絡がなかった場合は、キャンセル料として利用料金と同額を負担す

しまね信用金庫雲南支店 地域交流スペース「えすここ」利用規約

るものとし、支払済みの利用料金は原則返金されないものとする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設および備品を善良なる管理者の注意をもって使用すること
- (2) 火気（ガスコンロ、IH、ホットプレート等）、危険物の持込みを行わないこと
- (3) 騒音、振動、悪臭等により、他の利用者または近隣に迷惑を及ぼさないこと
- (4) 飲酒、喫煙を行わないこと
- (5) ゴミは各自持ち帰ること
- (6) 利用スペース以外には立ち入らないこと
- (7) 施設および付属設備ならびに備品を損傷した場合は、直ちに当庫へ報告すること

(禁止事項)

第9条 次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 施設の転貸、第三者への使用权譲渡
- (3) 当庫の信用を損なう恐れのある行為
- (4) 政治活動、宗教活動またはこれらに準ずる行為
- (5) 反社会的勢力またはこれに準ずる者の利用

(利用の中止・取消)

第10条 利用者が本規約に違反した場合、または施設運営上支障が生じた場合、当庫は利用を中止し、または承認を取り消すことができる。

しまね信用金庫雲南支店 地域交流スペース「えすここ」利用規約

(損害賠償)

第11条 利用者の故意または過失により、施設および付属設備ならびに備品に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償する責任を負う。

(免責)

第12条 本施設の利用中に発生した事故、盗難、紛失、利用者間のトラブル等について、当庫に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

(安全管理)

第13条 利用者は、事故防止および安全確保のため、施設内の整理整頓、備品の適切な使用および参加者の体調管理に十分留意するものとする。

(規約の改定)

第14条 本規約は、必要に応じて改定することができる。

付則

本規約は、2026年6月12日から施行する。